
定 款

株式会社 アーバネットコーポレーション

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社アーバネットコーポレーションと称し、英文では、URBANET CORPORATION CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。

1. 建築及び土木工事の設計、監理、施工並びに請負
2. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介及びこれらの代理並びにコンサルティング
3. 住宅・ビル建設、都市開発、地域開発、環境整備の各プロジェクトに関する調査、企画、事業計画の立案、設計、監理及び事業運営のコンサルティング並びにマネジメント業務の受託又は請負
4. ホテル、レストラン、レジャー施設、商業施設及び高齢者向施設等の所有、貸借及び経営
5. 住宅機器資材の開発、製造及び販売
6. 建築及び土木工事に伴う近隣調整業務の請負
7. 顔認証システム等を含むセキュリティ機器の輸入、開発、販売、レンタル、メンテナンス
8. 第二種金融商品取引業
9. 不動産特定共同事業法に基づく事業
10. 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理
11. 損害保険代理業務
12. ポータルサイトの運営及びポータルサイトを利用した情報提供サービス並びに各種イベントの企画及び運営
13. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、6,400 万株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第8条 当会社は、取締役会決議によって市場取引により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第11条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。

当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、あらかじめ取締役会において定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役 及び 取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。
但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役(取締役であった者を含む)の賠償責任額を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役 及び 監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 31 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 32 条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の選任)

第 34 条 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を2名まで選任することができる。

(監査役の任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠から選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の任期)

第 36 条 補欠監査役の選任に係わる決議の効力は、当該選任のあった株主総会後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤監査役)

第 37 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 38 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 40 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 41 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 42 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、監査役(監査役であった者を含む)の賠償責任額を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。
但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 44 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 45 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第 46 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 47 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 48 条 当社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。
但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第 49 条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 50 条 当社は剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 51 条 当会社は期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 52 条 剰余金の配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の剰余金の配当金には利息をつけない。

(改定履歴)

1997 年 6 月 27 日	実 施
2001 年 3 月 6 日	変 更(商号)
2002 年 4 月 1 日	変 更(目的)
2005 年 2 月 13 日	変 更(本店移転)
2005 年 6 月 30 日	変 更(目的)
2005 年 10 月 1 日	変 更(名義書換代理人設置 他)
2006 年 4 月 28 日	変 更(目的)
2006 年 9 月 28 日	変 更(会社法への対応として)
2006 年 11 月 1 日	変 更(株式分割)
2006 年 11 月 20 日	変 更(株式譲渡制限撤廃)
2008 年 9 月 25 日	変 更(取締役任期・剰余金配当金)
2009 年 9 月 25 日	変 更(発行可能株式数・補欠監査役)
2010 年 9 月 24 日	変 更(事業の目的・発行可能株式数)
2012 年 6 月 8 日	変 更(発行可能株式数)
2012 年 9 月 26 日	変 更(事業の目的)
2013 年 5 月 9 日	変 更(発行可能株式数・単元株式数)
2013 年 9 月 26 日	変 更(単元未満株式についての権利)
2019 年 9 月 27 日	変 更(目的)
2022 年 9 月 28 日	変 更(電子提供措置制度・招集権者及び議長)
2025 年 9 月 25 日	変 更(取締役の員数)